



平成 21 年 9 月 4 日

各 位

会社名	アールビバン株式会社
代表者名	代表取締役社長 野澤 克巳 (JASDAQ・コード7523)
問合せ先	経営企画室マネージャー 中島 章裕
電話番号	03-5159-7177

前期末の配当金に関する一連の経緯及び再発防止策について

当社は、平成 21 年 8 月 6 日公表の「前期末の配当金について」においてお知らせいたしました、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 25 期定時株主総会において、1 株当たり 30 円の配当金を行うことを決議し、結果的に、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額が無いにもかかわらず、前期末配当金の支払いをした件（以下、「本件」）に関して、社内調査委員会、外部調査委員会の調査結果および再発防止策についてご報告いたします。

記

1. 本件の経緯

当社は、平成 21 年 5 月 15 日の取締役会において、平成 21 年 3 月 31 日を基準日とする 1 株当たり 30 円の期末配当金を株主総会へ付議することを決議し、平成 21 年 6 月 26 日開催の第 25 期定時株主総会において原案通り承認可決され、6 月 29 日より配当金の支払いを開始いたしました。

平成 21 年 8 月 6 日、平成 22 年 3 月期第 1 四半期決算レビュー中の当社会計監査人である監査法人の指摘により、会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額が無いにもかかわらず、配当を実施した疑いが確認されました。

本件の発生原因の解明と今後の対応を検討するため、同日付で常務取締役管理部長を中心とする社内調査委員会を設置し、同月 10 日、TMI 総合法律事務所の 3 名の弁護士を委員とする外部調査委員会に対し、本件の適法性の検証、原因究明及び今後同様の事態を発生させないための体制の構築についての意見、助言を依頼しました。

2. 社内調査の方法

事実経過の確認、関係者に対するヒアリング、発生原因の分析、社内処分の検討、再発防止策の立案等を行いました。

(社内調査委員会)

委員長	栗田 実	(常務取締役管理部長)
委員	市村 義忠	(経理グループマネージャー)
委員	柴田 航	(総務グループマネージャー)

3. 調査により判明した事実

当社は、会社法及び会社計算規則に定める分配可能利益の計算において、自己株式の帳簿価格(会社法 第 461 条 第 2 項 第 3 号)を差し引かず計算し、結果的に会社法及び会社計算規則により算定した分配可能額が無いにもかかわらず、配当金を支払いました。

4. 本件の発生原因の分析

- ① 実務担当部署、取締役、監査役に会社法における分配可能額についての基本的な知識が不十分でした。
- ② 株主総会招集通知(計算書類等を含みます。)について、会計監査人、信託銀行、印刷委託会社等外部専門家を過度に信頼し、自らのチェックが疎かになりました。
- ③ 顧問弁護士に株主総会招集通知や参考書類の法令チェックを依頼していませんでした。

5. 本件に関する処分

本件に関する責任を示すため、全取締役の月額報酬を平成 21 年 9 月から 3 ヶ月間、30%減額する処分を実施いたします。また、本件に関与した監査役からは月額報酬を平成 21 年 9 月から 3 ヶ月間、30%分を自主返上するとの申し出を受けており、本件に関与した前監査役からは過去の監査役報酬の月額 30%、3 ヶ月分を自主返却するとの申し出を受けております。

6. 再発防止策

- ① 「剰余金処分の件」の議案については、「剰余金の分配可能額計算書」を別途作成し、経理グループ、総務グループ、取締役会でそれぞれチェックを行い、また、監査役会でも必ず「剰余金の分配可能額計算書」のチェックを行います。
- ② 「剰余金の分配可能額計算書」のチェックを会計監査人や会社法に精通した顧問弁護士等に依頼します。
- ③ 担当取締役、常勤監査役、及び経理グループや総務グループの実務担当者に必要な法令知識を身に付けさせるため、会社法、金融商品取引法等の外部セミナーに積極的に参加させます。

7. 外部調査委員会

TMI 総合法律事務所の3名の弁護士を委員とする外部調査委員会に、本件の適法性の検証、原因究明及び今後同様の事態を発生させないための体制の構築について意見、助言をいただいております。

(外部調査委員会)

委	員	松本	拓生	(弁	護	士)
委	員	大塚	智倫	(弁	護	士)
委	員	小川	周哉	(弁	護	士)

本件の適法性に関しましては、外部調査委員会より下記の意見を受けております。

① 取締役及び監査役の刑事責任

取締役、監査役において、分配可能額が存在しないことを知りながら本件配当を行ったという事実を認めることはできない。したがって、アールビバン株式会社の取締役及び監査役は、故意犯である違法配当罪の刑事責任を負うものではないと思料する。

② 会社法上の責任

本件においては、アールビバン株式会社の取締役及び監査役が「その職務を行うについて注意を怠らなかつた」との事実は認められないし、また全株主の同意もない以上、取締役に会社法上の補填責任が、また、監査役に会社法上の善管注意義務違反に基づく損害賠償責任が存在することは否定できないものと言わざるを得ない。

しかし、本件に関する事情を総合的に考慮すれば、本外部調査委員会としては、アールビバン株式会社の取締役に対して填補責任を、監査役に対して善管注意義務違反に基づく損害賠償責任を追求する必要性までは認められないものと判断する。

※尚、本件の適法性の検証の詳細、原因究明及び今後同様の事態を発生させないための体制構築についての意見等につきましては、別紙「調査報告書（要旨）」をご参照ください。

8. 今後の見通し

当社は、本日別途開示しております「臨時株主総会招集のための基準日設定のお知らせ」及び「資本準備金の額の減少に関するお知らせ」の通り、配当可能額の充実を目的とした会社法所定の手続きを実施いたします。これにより分配可能額は適正に確保される見通しです。

また、当社は、この度の事態を重く受け止め、再発防止策を実施するとともに、強固な内部管理体制の構築に努めてまいりますので、皆様方にはよろしくご理解のほどお願い申し上げます。

以 上

調査報告書(要旨)

平成21年9月4日

外部調査委員会
弁護士 松本 拓生
弁護士 大塚 智倫
弁護士 小川 周哉

第1 本調査の目的および方法

本外部調査委員会は、アールビバン株式会社が、平成21年6月26日に開催された第25期定時株主総会（以下「本件株主総会」という。）において、分配可能額がないにも拘らず、1株あたり30円の剰余金配当を行う旨の決議（以下「本件決議」という。）を行い、同年6月29日より本件決議に基づく配当の支払を行ったこと（以下「本件配当」という。）について、アールビバン株式会社より依頼を受け、外部調査委員会（以下「本外部調査委員会」という。）としてその適法性について検証した上、原因の究明及び今後同様の事態を発生させないための体制の構築について調査・検討し、報告するものである。

本外部調査委員会は、本報告書を作成するにあたり、アールビバン株式会社の一部の取締役、配当手続に関与した社員及び本件決議時の前監査役から事情聴取を実施した。また、アールビバン株式会社から、平成21年8月10日付「社内調査報告書」の提出を受け、EDINET及びTDnetを利用して対象会社の有価証券報告書、四半期報告書、臨時報告書等を取得し、これらを検証した。

なお、以下、特に年の記載がない限り、日付は平成21年の日付を表すものとする。

第2 本件配当と分配可能額規制との関係について

アールビバン株式会社は、実際には、アールビバン株式会社単体では分配可能額がマイナスとなっていたにも拘らず、分配可能額があると誤信したまま、5月15日の取締役会において本件配当を行う旨決議し、6月26日、本件株主総会にて当該議案を可決して、6月29日以降、本件配当の支払いを実施したものである。

その後、6月26日の定時株主総会によってアールビバン株式会社の会計監査人に選任された監査法人が、いわゆる期中監査の過程において、本件配当が会社法上の剰余金配当規制に抵触していることを発見し、これを対象会社に通知した。

上記の通り、本件配当は分配可能額が存在しないにも拘らず行われたものであるため、分配可能額規制に抵触する配当であるものと思料する。

第3 本件配当が行われた原因の分析

本件配当が行われた原因としては、以下のものが考えられる。

(1) 社内の人的体制が不十分であったこと

アールビバン株式会社の経理マネージャーがほとんど一人でアールビバン株式会社の会計経理業務を担当していることが窺われ、一個人への業務負担が大き過ぎる、客観的な第三者によるチェック機能が働かない等、会計経理部門の人的体制が不十分であった可能性がある。

(2) 社内のチェック機能が不十分であったこと

アールビバン株式会社では、これまでに取締役会において分配可能額の計算方法を記載した資料等が配布されるなどの方法により分配可能額の存否を検討したことはなく、取締役会においては分配可能額の存否をチェックする体制が整っていない状況にあったと考えられる。

(3) 配当業務についての分掌が明確になされていなかったこと

どの部署の誰の責任において分配可能額の計算を行うのか、配当関連業務についての業務分掌が明確にされていなかったと考えられる。

(4) 社内の関与者の知識が不足していたこと

取締役、監査役、社員を含めた配当手続に関与する担当者らに、会社法におけるいわゆる分配可能額規制についての基本的な知識が不足していたと考えられる。

(5) 外部の専門家に対する過度の信頼があったこと

株主総会招集通知（計算書類等を含む。）について、会計監査人、信託銀行、印刷委託会社等に対して、どの範囲・程度・内容のチェックを依頼していたのかが必ずしも明らかではなく、また、不備があった場合にはこれらの者が指摘をしてくれるものと過度に信頼し、自らのチェックを疎かにした可能性がある。

第4 再発防止策

(1) 配当手続の明確化（社内規程化）

今回の件を契機に、剰余金配当案の作成から剰余金配当に至るまでの業務フローを作成し、これを規程化するなどの明確化を図るべきである。また、この業務フローにおいては、各部署の各実務担当者における分配可能額の存否の確認方法や当該実務担当者間の職務分掌もさることながら、取締役会や監査役会における分配可能額の存否の確認方法等についても可能な限度で具体的に定めるべきである。

(2) 外部の専門家に対する適法性チェックの依頼

今後、会計監査人に対し、明示的に、配当につき法的見地からの検証を依頼すべきであり、またこれに併せて、会社法に精通した弁護士等に、議案を含む株主総会招集通知及び参考書類等の法的チェックを依頼すべきである。

(3) 社内の関係者の教育

配当手続に関与する役員及び従業員を、会社法、金融商品取引法等のセミナーに積極的に参加させるなど、業務に必要な基本的な法的知識を備えさせるよう努めるべきである。

(4) 社内の人的体制の整備

配当手続の担当部門の人員を補充していくべきである。また、対象会社には法的観点から業務をチェックする法務部門が存在しないが、かかる法務部門の設置や法務関連業務を担当する人員の配置も検討すべきである。

第5 関係者の責任

(1) 取締役及び監査役の刑事責任

本外部調査委員会が調査した限りでは、アールビバン株式会社の取締役、監査役において、分配可能額が存在しないことを知りながら本件配当を行ったという事実を認めることはできない。したがって、対象会社の取締役及び監査役は、故意犯である違法配当罪の刑事責任を負うものではないと思料する。

(2) 会社法上の責任

会社法上、分配可能額規制に違反して配当が行われた場合には、剰余金の配当による金銭等の交付に関する職務を行った取締役、株主総会において剰余金の配当に関する事項について説明をした取締役、配当議案を上程する決定を行った取締役会で剰余金の配当に賛成した取締役、株主総会又は取締役会において配当議案を提案し

た取締役は、「その職務を行うについて注意を怠らなかったこと」を証明しない限り、株式会社に対し、連帯して、配当額に相当する金銭を支払って填補する義務を負うものとされており、この責任は全株主の同意がない限り、免除することはできない。また、会社法上、監査役は、その任務を怠った場合には、会社に対し、善管注意義務違反による損害賠償責任を負う。

本件においては、対象会社の取締役及び監査役が「その職務を行うについて注意を怠らなかった」との事実は認められないし、また全株主の同意もない以上、これらの者に上記の法的責任が存在することは否定できないものと言わざるを得ない。

しかし、本件調査によれば、アールビバン株式会社の取締役らは、分配可能額が存在しないことを認識しながら本件配当を行ったものではなく、また、計算方法を誤って分配可能額を計算したに過ぎず、態様として悪質であるとは言い難い。加えて、①連結ベースでの利益剰余金から自己株式の帳簿価格及びその他有価証券評価差額金を控除した金額はプラスであったこと、②3月31日時点の貸借対照表によれば対象会社の流動比率は390%を超えており、また、当座比率も238%を超えていること、③本件配当にあたり、別途積立金を減少させ繰越利益剰余金を増加させるのではなく、資本準備金を減少させその他資本剰余金を増加させれば適法に分配可能額を作出することは可能であったことなどを総合考慮すれば、会社債権者に対するインパクトもそれほど大きなものではないと評価できないこともない。また、アールビバン株式会社は、本件配当に関与した全取締役の報酬を平成21年9月から11月の3か月間に亘り3割減額し、本件配当に関与した前監査役も、月額報酬の3割を3か月分に亘って自主返上するとのことであり、あくまでこの限度においてではあるが、会社財産の回復も見込まれる。さらに、対象会社は、再発防止策にも積極的に取り組む姿勢を見せている。

かかる事情を総合的に考慮すれば、本外部調査委員会としては、対象会社の取締役に対して填補責任を、監査役に対して善管注意義務違反に基づく損害賠償責任を追求する必要性までは認められないものと判断する。

以 上